国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（渡航書）
モルドバ	ﾓﾙﾄﾞﾊﾞ・ﾚｲ	2,606	3,583	1,792	2,769	977	1,954	977	1,954	261	407
ラトビア	ﾕｰﾛ	125	172	86	133	47	94	47	94	13	20
リトアニア	ﾕｰﾛ	125	172	86	133	47	94	47	94	13	20
ルーマニア	ﾚｲ	615	845	425	655	230	460	230	460	60	95
ルクセンブルク	ﾕｰﾛ	125	172	86	133	47	94	47	94	13	20
ロシア	ﾙｰﾌﾞﾙ	11,110	15,280	7,640	11,810	4,170	8,330	4,170	8,330	1,110	1,740